

## 「豊島区空家活用条例」逐条解説

### (目的)

第1条 この条例は、空家の有効活用に関し必要な事項を定めることにより、生活環境及び景観の悪化等の社会問題による都市の活力や魅力の低下並びに火災及び犯罪の発生を防止し、もって安全で安心して住み続けられるまちづくり及び区民等の多様なライフスタイルの実現に寄与することを目的とする。

### (趣旨)

第1条 この規則は、豊島区空家活用条例（平成29年豊島区条例第46号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

#### 1. 趣旨

本条例を制定する目的を規定したものである。

#### 2. 解釈

空家の維持管理は所有者の自己責任が大原則であるが、活用せずに放置すると老朽化が進み、防災・防犯・衛生面など地域への悪影響を与える。

この条例は、空家の活用に関する事項を定め、放置されている空家の活用を促進させ、安全・安心なまちづくり及び区民の多様なライフスタイルの実現に寄与することを目的としている。

区では平成26年7月に「豊島区建物等の適正な維持管理を推進する条例」を施行し、空家を含む建築物や適正に管理されていない建物等が及ぼす様々な問題に取り組んできた。本条例では、空家に特化し、適正な管理や発生予防、活用までに関する事項を規定し、空家が及ぼす問題に取り組んでいくものである。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 区の区域内（以下「区内」という。）に存する建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（長屋及び共同住宅にあつては各住戸。以下同じ。）であつて現に人が居住せず、又は使用していない状態にあるものをいう。
- (2) 所有者等 所有者又は管理者をいう。
- (3) 区民等 区内に居住、滞在、通勤若しくは通学する者若しくは区内に事務所を有する法人又はこれらのもので組織される団体をいう。
- (4) 関連団体 区内において不動産業、建設業その他これらに関連する事業を営むものをいう。

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

1. 趣旨

本条は、この条例で用いる用語について、それぞれの定義を規定したものである。

2. 解釈

第1号 空家等対策特別措置法においては、「居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」とされている。老朽空家は特措法又は適正管理条例の対象である。

本条例では「建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（長屋及び共同住宅にあっては各住戸。以下同じ。）であって現に人が居住せず、又は使用していない状態にあるもの」とする。このため、居住目的の建築物だけではなく、店舗や事務所も本条例の対象としている。また、アパートなどの共同住宅の一室も本条例の対象としている。

第2号 建物の所有者や管理している人を指している。

第3号 地域住民や通勤・通学者を指している。区内にある法人や団体も指している。

第4号 不動産業等、空家に関する事業を営むものを指している。

(基本理念)

第3条 空家に関する対策は、空家の発生の防止及び適正な管理並びに空家の流通促進及び有効活用等、地域や都市の活力の向上を基本理念として、総合的に推進するものでなければならない。

1. 趣旨

本条は、この条例の基本理念を規定したものである。

2. 解釈

将来的な空家の発生の防止や適正な管理の他、空家の流通促進や有効活用がされることにより、地域の活性化や魅力の向上がされるように、空家に関する対策は、総合的に推進するものでなければならないとしている。

(区の責務)

第4条 区は、前条の基本理念にのっとり、空家の活用を総合的に推進しなければならない。

2 区は、空家の活用に関して空家の所有者等、区民等及び関連団体の参加及び協力を促進しなければならない。

1. 趣旨

本条は、区の責務を規定したものである。

## 2. 解釈

区は基本理念にのっとり、空家の所有者等、区民等及び関連団体と協力し、空家の活用を総合的に推進しなければならない旨を定めた。

### (空家の所有者等の責務)

第5条 空家の所有者等は、第3条の基本理念にのっとり、空家の適正管理及び活用に努めなければならない。

## 1. 趣旨

本条は、空家の所有者等の責務を規定したものである。

## 2. 解釈

「豊島区建物等の適正な維持管理を推進する条例」において、建物の所有者に適正管理を義務付けているが、本条では、基本理念にのっとり、空家の所有者等に適正管理と活用の努力義務を定めた。

### (区民等の責務)

第6条 区民等は、第3条の基本理念にのっとり、空家の活用に協力するとともに、空家の発生の予防に努めなければならない。

## 1. 趣旨

本条は、区民等の責務を規定したものである。

## 2. 解釈

地域に最も身近な存在である区民等は、基本理念にのっとり、安全・安心なまちづくりの実現をめざして空家の活用に協力し、また、自らも相続等により将来的に不動産所有者となる場合があることから、空家の発生の予防について努力義務を定めた。

### (関連団体の責務)

第7条 関連団体は、第3条の基本理念にのっとり、空家の活用に協力するとともに、空家の流通の促進に努めなければならない。

## 1. 趣旨

本条は、関連団体の責務を規定したものである

## 2. 解釈

関連団体（区内において不動産業、建設業その他これらに関連する事業を営むもの）は、基本理念にのっとり、空家の活用に協力し、空家の流通を促進させるように努力義務を定めた。

（相互の協力）

第8条 区、空家の所有者等、区民等及び関連団体は、この条例の目的を達成するため、相互にその果たす役割を理解し、協力するものとする。

1. 趣旨

本条は、条例の目的を達成するために、区、空家の所有者等、区民等及び関連団体が相互に果たす役割を理解し、協力する旨を規定したものである。

2. 解釈

空家の問題は多種多様にわたるため、単一の主体だけで解決することは困難である。このため、相互の協力が不可欠である。第4条から第7条に規定する責務を相互に理解し、本条例の目的を達成するために協力していくことを定めた。

（区が講ずる施策）

第9条 区は、空家の所有者等、区民等及び関連団体が空家の活用に関する理解を深め、これに自主的に取り組むよう、広報活動、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

2 区は、空家の所有者等からの空家の活用に関する相談に応ずるとともに、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

3 区は、空家の所有者等、区民等及び関連団体との相互理解が増進され、協力が推進されるよう、交流の促進その他必要な措置を積極的に講ずるものとする。

4 区は、空家の活用を総合的に推進するために必要な体制を整備するとともに、必要な施策を適切に講ずるものとする。

1. 趣旨

本条は、条例の目的を達成するために、区が講ずる施策を規定したものである。

2. 解釈

区は、広報・啓発活動、相談業務の拡充・情報の提供、交流の促進及び必要な体制整備・施策の実施など、空家の活用を総合的に推進するための施策を講じていく旨を定めた。

(空家の発生の予防)

第10条 建築物の所有者等は、当該建築物の老朽化、未登記その他将来において空家の発生の原因となるおそれのある事実があるときは、当該建築物の改修、登記その他空家の発生を予防するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 区は、建築物の所有者等からの空家の発生の予防に関する相談に応ずるとともに、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

1. 趣旨

本条は、空家の発生の予防について規定したものである。

2. 解釈

空家の発生を未然に防ぐため、建築物の所有者等には、建物等の改修、登記など必要な措置を講ずるように努力義務を定めた。この建築物の所有者等には、相続予定者を含むものである。

また、区は、建築物の所有者等から措置に関する相談を受けた場合には、情報の提供や助言その他必要な支援を行う旨を定めた。

(空家の活用の登録)

第11条 空家の所有者等は、規則で定めるところにより、区長に申請し、空家の活用について登録を受けることができる。

2 区長は、前項の登録を受けた者に対し、空家の活用又は交流の促進のために必要な支援を行うものとする。

(空家活用登録の申請)

第3条 条例第11条第1項に規定する申請は、空家の活用登録申請書（別記第1号様式）により行うものとする。

(空家活用登録の取消し)

第4条 前条の申請により登録を受けた者がその登録の取消しを受けようとするときは、空家の活用登録取消申請書（別記第2号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 前項の規定により登録の取消しを申し出たとき。

(2) 登録した空家の活用が完了したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

1. 趣旨

本条は、空家の所有者が活用等をする場合に、当該物件の登録を区長に申請できる旨を規定したものである。

区長は、登録を受けた者に対し、必要な支援を行うことを規定したものである。

## 2. 解釈

空家の登録は、特措法における特定空家を除き、広く登録することができることとする。

登録を受けた空家の活用が進むように、区は必要な支援をしていくことを定めた。

### (空家活用事業者の登録)

第12条 空家を活用しようとする事業者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、空家活用事業者として登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けた者（以下、「登録事業者」という。）は、規則で定める事項を区長に報告しなければならない。

3 第1項の登録は、規則で定めるところにより、その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

4 区長は、登録事業者について規則で定める事項を公表するものとする。

### (事業者登録の申請)

第5条 条例第12条第1項に規定する申請は、事業者登録申請書（別記第3号様式）により行うものとする。

2 区長は、前項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、空家活用事業者として登録するものとする。

(1) 住宅リフォーム事業者団体登録規程（平成26年国土交通省告示第877号）に規定する住宅リフォーム事業者団体に登録されている団体で、かつ、主たる事務所又は営業所が特別区の区域内に設けられているもの

(2) 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会豊島区支部の会員であり、かつ、主たる事務所又は営業所が豊島区の区域内に設けられているもの

(3) 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部豊島文京支部の会員であり、かつ、主たる事務所又は営業所が豊島区の区域内に設けられているもの

(4) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第51条第1項の規定に基づき設立された豊島区居住支援協議会において登録されているもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が適当であると認めたもの

(事業者登録の決定)

第6条 区長は、前条第2項に規定する登録をしたときは、その申請者に対し事業者登録決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(登録事業者の報告)

第7条 条例第12条第2項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項に変更があった事項とし、事業者登録変更届出書（別記第5号様式）により速やかに報告するものとする。

(1) 事業者団体の名称、事務所の所在地及び連絡先

(2) 事業者団体の構成員、名称、事務所及び営業所の所在地、連絡先、事業の種類並びに事業内容

2 前項のほか、区長は、必要と認める事項について登録事業者に対し報告を求めることができる。

(事業者登録の更新)

第8条 条例第12条第3項に規定する期間は、登録の日から3年間とし、その期間の更新を受けようとする者は、事業者登録更新申請書（別記第6号様式）により区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の申請によりその期間を更新することができる。

3 区長は、前項の更新を行ったときは、その申請者に対し事業者登録更新決定通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

(公表する内容)

第9条 条例第12条第4項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業者団体に関する事項

ア 名称

イ 事務所の所在地

ウ 連絡先

(2) 事業者団体の構成員に関する事項

ア 名称

イ 事務所又は営業所の所在地

ウ 連絡先

エ 事業の種類

オ 事業内容

1. 趣旨

本条は、区が定める基準を満たした活用事業者が区長に申請できる旨を規定したものである。

2. 解釈

空家を活用したい事業者は、空家活用事業者の登録を受けることができる。登録は原則として団体単位で行うこととし、個々の事業者単位では行わない。区は空家活用事業者一覧を、広く区民等の目に触れることができるように公表するものとする。登録を受けた事業者には報告や更新を求め、登録されている情報が常に適切なものであることを確認できるようにした。

(登録の取消し)

第13条 区長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業者に対し、その登録を取り消すことができる。

- (1) 廃業又は法人が合併等により消滅したとき。
- (2) 不正の手段により前条第1項の登録を受けたとき。
- (3) 前条第1項に規定する規則で定めるところによる登録の要件に該当しなくなったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(事業者登録の取消し)

第10条 登録事業者がその登録の取消しを受けようとするときは、事業者登録取消申請書(別記第8号様式)を区長に提出するものとする。

- 2 区長は、条例第13条又は前項の規定によりその登録を取り消したときは、登録事業者に対し事業者登録取消通知書(別記第9号様式)により通知するものとする。
- 3 区長は、前項の通知を行ったときは、直ちにその内容を公表しなければならない。

1. 趣旨

本条は、登録事業者の取消し要件を規定したものである。

2. 解釈

前条の規定により空家活用事業者として登録した者が各号いずれかに該当する場合に、区長はその登録を取り消すことができる旨を定めたものである。



(家族的な住まい方の認定)

第14条 空家の所有者等は、次の各号のいずれにも該当する住まい方として活用しようとするときは、規則で定めるところより、区長に申請し、家族的な住まい方として認定を受けることができる。

(1) 居住者数は、4人以上であり、かつ、居室数を上限としたものであること。

(2) 居住者は、18歳以上であり、全員が親族ではないこと。

(3) 居室の床面積は、それぞれ7平方メートル以上であること。

(4) 所有者と居住者の入居に係る契約（以下「入居契約」という。）は、居住者全員の連名で行い、その契約に基づく一切の債務について居住者が連帯して履行の責任を負うものであること。

(5) 入居契約は、契約者以外の者が入居できないものであること。

2 この条例の施行の際、現に前項各号に該当する家族的な住まい方として活用しているときも前項と同様とする。

3 区長は、前2項の認定をしようとするときは、あらかじめ第18条第1項の規定による豊島区家族的な住まい方認定審議会の意見を聴かなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、区長は、第18条第1項の規定による豊島区家族的な住まい方認定審議会の意見を聴いて特に必要と認めるときは、家族的な住まい方として認定することができる。

5 区長は、第1項、第2項及び前項の規定により家族的な住まい方として認定をしたときは、その申請者に対し、認定済証を交付するものとする。

6 前項の規定により認定済証の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）は、規則で定める事項を区長に報告しなければならない。

(家族的な住まい方の認定の申請)

第11条 条例第14条第1項及び第2項の規定による申請は、家族的な住まい方の認定申請書（別記第10号様式）により行うものとする。同条第4項に規定する認定を行うときもまた同様とする。

2 前項の申請をしようとする者及びその居住者は、豊島区暴力団排除条例（平成23年豊島区条例第26号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者であってはならない。

3 区長は、条例第14条第1項、第2項及び第4項の規定による認定において審議会の意見を聴いて必要な条件を付することができる。

(認定の決定)

第12条 条例第14条第5項に規定する認定をしたときは、家族的な住まい方の認定決定通知書（別記第11号様式）及び認定済証を交付するものとする。

(家族的な住まい方の報告)

第13条 条例第14条第6項に規定する規則で定める事項は、家族的な住まい方の定期報告書（別記第12号様式）に記載された事項とし、認定の日から3年ごとに、同報告書により報告するものとする。

2 前項のほか、区長は、必要と認める事項について認定済証の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）に対し報告を求めることができる。

## 1. 趣旨

本条は、家族的住まい方の認定基準及び認定手続を規定したものである。

## 2. 解釈

家族的な住まい方とは、親族関係にない方々がシェア居住しながら共同生活を営む居住形態である。この住まい方を区が認定することで、適正なシェア居住を誘導し新たな居住スタイルを普及促進することを目的としている。

第1項第1号について、3人以下のシェア居住は既に一般化されており、本条例では取り扱わない。また、居室の居住環境の悪化を防止するため、一居室一名を基本とした。

第1項第1号について、居住者は、一般的な養育年齢期が終了している年齢以上である18歳以上で、全員が親族関係ではないこととした。

なお、親族とは民法第725条の規定による①六親等内の血族②配偶者③三親等内の姻族を指す。

第1項第3号について、居室の床面積は、東京都建築安全条例第19条第1項第1号に定めがある共同住宅等の居室規程との整合性を図るとともに、本区における住宅の現状を反映し7㎡とした。間仕切りした狭小な床面積でシェアする悪質シェアとの区別を図った。なお、床面積であるため、例えば押入れ等の面積はここに含まれない。

第1項第4号について、入居者は、建物所有者と連名で契約を締結し、その契約に基づく一切の債務について連帯して履行の責任を負うものとした。

第1項第5号について、契約者以外の居住を原則として禁止した。

第2条 本条例の施行時に既に前項の規定による家族的な住まい方をしている場合にも、認定の手続きを受けることができることとした。

第3条 区長が前2項の認定をしようとする場合には、あらかじめ豊島区家族的な住まい方認定審議会の意見を聴かなければならないとした。

第4条 第1項に該当しない場合であっても、例外規定を設けることで、例えば、ひとり親世帯や障がい者世帯も家族的な住まい方の認定を受けられるようにした。

第5条 家族的な住まい方として認定した者に対しては、認定済証を交付することとした。この交付を受けることで、違法シェアや脱法ハウスと区別することができる。

第6条 被交付者には、規則で定める事項について区長に報告することを義務づけた。

(安全確保)

第15条 前条第1項、第2項及び第4項の規定により認定を受けた家族的な住まい方（以下「認定を受けた住まい方」という。）として活用している建築物の所有者等及び居住者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 良好なコミュニティの形成に努めること。
- (2) 毎年1回以上、防災訓練を実施すること。
- (3) 緊急時における連絡体制を確保すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める安全確保に必要な対策を実施すること。

2 被交付者は、規則で定めるところにより、区長に安全確保に関する事項を届け出なければならない。

(安全確保に必要な対策)

第14条 条例第15条第1項第4号に規定する規則で定める安全確保に必要な対策は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防火又は防災カーテンの使用に努めること。
- (2) 消火器の設置に努めること。
- (3) 火災報知器の設置に努めること。
- (4) 避難経路の確保に努めること。
- (5) 町会等が実施する防災訓練への参加に努めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、安全の確保に努めること。

(安全確保に関する届出)

第15条 条例第15条第2項の規定による届出は、認定の日から30日以内の期間及び第13条に規定する報告の時期に安全確保に関する届出書（別記第13号様式）により行うものとする。

1. 趣旨

本条は、家族的住まい方として認定を受けた建築物の所有者等及び居住者の安全確保を規定したものである。

2. 解釈

安全確保は基本的に認定を受けた建築物の所有者等及び居住者の自己責任であることを前提としつつ、安全確保を担保するために条例で遵守事項を定めたものである。

(変更の届出)

第16条 被交付者は、規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を区長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第16条 条例第16条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、家族的な住まい方の変更届出書（別記第14号様式）により届け出るものとする。

- (1) 当該建築物の所有者、管理者及び居住者
- (2) 当該建築物の構造及び居室数

2 区長は、前項の規定による届出があったときは、その届出者に対し家族的な住まい方の認定変更通知書（別記第15号様式）により通知するものとする。

## 1. 趣旨

本条は、被交付者の変更の届出について規定したものである。

## 2. 解釈

被交付者は、規則で定める事項に変更があった場合に変更の届出をしなければならない旨を定めた。

(認定の取消し)

第17条 区長は、被交付者又は認定を受けた住まい方が次の各号のいずれかに該当するときは、被交付者に対し、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第14条第1項各号に掲げる事項に該当しなくなったとき。
- (2) 不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) 第14条第6項の規定による報告がなかったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、次条第1項の規定による豊島区家族的な住まい方認定審議会の意見を聴いて区長が必要と認めたとき。

(認定の取消し)

第17条 被交付者がある認定の取消しを受けようとするときは、家族的な住まい方の認定取消申請書（別記第16号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、条例第17条又は前項の規定によりその認定を取り消したときは、被交付者に対し家族的な住まい方の認定取消通知書（別記第17号様式）により通知するものとする。

## 1. 趣旨

本条は、家族的な住まい方の取消し要件を規定したものである。

## 2. 解釈

被交付者又は第 14 条の認定を受けた住まい方が第 1 号から第 4 号のいずれかに該当する場合、第 5 号の規定により区長が必要と認めた場合又は被交付者から取消しの申し出その認定を取り消すことができる旨を定めたものである。

### (豊島区家族的な住まい方認定審議会)

第 18 条 区長は、第 14 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項第 5 号の規定により、家族的な住まい方の認定又は取消しを行うための意見を聴くことを目的に、区長の附属機関として、豊島区家族的な住まい方認定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、家族的な住まい方を調査及び審議し、答申する。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、家族的な住まい方に関する重要な事項について、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、学識経験を有する者のうちから、区長が委嘱する委員 5 人以内で組織する。

5 審議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### (審議会の組織及び運営)

第 18 条 条例第 18 条第 7 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 審議会に会長を置く。

(2) 会長は、委員の互選によって定める。

(3) 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

(4) 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(5) 審議会は、区長が招集する。

(6) 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(7) 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## 1. 趣旨

本条は、家族的な住まい方の認定審議会の設置について規定したものである。

## 2. 解釈

審議会の設置、所掌事務、審議会の構成委員、委員の任期を定めたものである。

(調査)

第19条 区長は、この条例の執行に関して必要な範囲において、空家の所有者等の氏名及び住所又は居所を確知するために必要な調査を行うことができる。

2 区長は、この条例の執行に関して必要な範囲において、空家の所有者等に対し、質問若しくは実態調査をし、又は資料の提出を求めることができる。

3 区長は、前項の規定による実態調査を行うときは、空家の所有者等の承諾を得て、区の職員を空家に立ち入らせることができる。

4 前項の規定により立入調査を行う区の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 前各項の規定は、第14条第1項、第2項及び第4項の規定による家族的な住まい方の認定について準用する。この場合において、第1項から第3項までの規定中「空家」とあるのは「認定を受けた住まい方として活用している建築物」と、「所有者等」とあるのは、「所有者等及び居住者」と読み替えるものとする。

(身分を示す証明書)

第19条 条例第19条第4項に規定する証明書は、身分証明書(別記第18号様式)とする。

1. 趣旨

本条は、本条例の執行に関して必要な範囲で調査について規定したものである。

2. 解釈

本条例の執行に際し、区の職員への、所有者等への質問、資料の提供、及び、空家又は家族的な住まい方の認定を受けた建築物への立入調査権を定めたものである。

なお、建物等の適正管理についての調査は「豊島区建物等の適正な維持管理を推進する条例(平成26年豊島区条例第9号)」により行うものとする。

(委任)

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市整備部長が定める。

1. 趣旨

本条は、委任条項を規定したものである。

2. 解釈

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定めることを定めたものである。